

豊島区立トキワ荘マンガミュージアムロゴマークの使用に関する要綱

〔 令和3年12月14日
文化商工部長決定 〕

(目的)

第1条 この要綱は、豊島区立トキワ荘マンガミュージアムロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてロゴマークとは、豊島区(以下「区」という。)が商標登録したロゴマーク(商標登録第6334518号)をいう。

(使用者及び使用団体)

第3条 ロゴマークの使用は、次の各号に該当するものに限りこれを認める。

- (1) 区及び区の行政機関
- (2) 国、他の地方公共団体その他公共団体
- (3) 区域内に住む人又は区内で働く人若しくは学ぶ人
- (4) 区内で事業活動又は公益的な活動を行う団体
- (5) その他使用について区長が適当と認めるもの

(使用申請)

第4条 ロゴマークの使用承認を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、使用承認申請書(様式1)を提出しなければならない。ただし、第3条第1号に該当するものが使用するとき、および第3条第2号に該当するものが公用若しくは公共用または公益事業に使用するとき、この限りではない。

2 前項の申請書は、原則として承認を受けようとする事業開始日の10日前までに豊島区長(以下「区長」という。)に提出する。

(使用承認)

第5条 区長は、申請書の提出があった場合、その承認の可否を決定する手続きを行い、使用承認する場合は、使用承認通知書(様式2)により申請者に通知する。

2 区長は、前項の使用承認通知書の交付に際し、条件を付することができる。

(承認の制限)

第6条 区長は、使用申請の内容が次のいずれかに該当するときは、使用承認しないものとする。

- (1) ロゴマークのイメージ若しくは品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 区の信用若しくは品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (4) 第三者の利益を害し、又は害するおそれがあると認められるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援若しくは公認しているような誤解を与え、

又は与えるおそれがあると認められるとき。

(6) 不当な利益を上げるために使用するおそれがあると認められるとき。

(7) 適正な使用方法に従って使用しないおそれがあると認められるとき。

(8) その他承認について区長が不相当と認めるとき。

2 区長は、ロゴマークの使用を承認しないときは、使用不承認通知書(様式3)を申請者に交付するものとする。

(使用承認期間)

第7条 使用承認期間は、承認した日から当該使用申請期間が終了するまでとする。ただし、使用承認期間は1年を超えることができない。

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は、無償とする。

(経費の負担等)

第9条 使用に要する経費は、申請者の負担とする。

(使用上の遵守事項)

第10条 申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認された目的のみに使用すること。

(2) 「豊島区立トキワ荘マンガミュージアムロゴレギュレーション」の規定に従って使用すること。

(3) 使用承認された権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

(4) ロゴマークを使用した物品等について、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定しないこと。

(5) ロゴマークの使用にあたっては、使用者は、第三者の権利を侵害することがないよう努めること。

(6) ロゴマークを使用した物品等の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、使用者がこれに対する全ての責任を負うこと。

(7) 第5条第2項の規定により区長が付した条件に従うこと。

(使用状況等の報告)

第11条 申請者は、ロゴマークを使用した後、速やかに報告書(様式4)により報告するものとする。

(承認内容の変更)

第12条 使用者は、使用承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、使用承認変更申請書(様式5)を区長に提出し、改めて変更後の使用承認通知書の交付を受けなくてはならない。

(承認の取消し)

第13条 区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用承認を取り消すことができる。

(1) 第5条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。

(2) 第9条各号に掲げる事項を遵守しなかったとき。

(3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。

2 前項の場合において、使用承認取消し通知書(様式6)により通知する。

3 承認の取り消しにより申請者に損害が生じて、区は、その責を負わない。

(損失補償等の責任)

第14条 区は、ロゴマーク使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第15条 使用者がロゴマークの使用に当たって、故意又は過失により区に損害を与えたときは、区は当該損害について使用者に賠償を求めることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については文化商工部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月14日から施行する。

様式1（第4条関係）

豊島区立トキワ荘マンガミュージアムロゴマーク使用承認申請書

年 月 日

豊 島 区 長

申請者 団体名

代表者

所在地

次のとおり、豊島区トキワ荘マンガミュージアムロゴマークの使用承認を申請します。

使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
使 用 内 容	
担当者連絡先	氏 名： 電話番号： e-mail：

【添付書類】

- ・ 事業計画等
- ・ 使用内容がわかる資料

様式2（第5条関係）

年 月 日

豊島区立トキワ荘マンガミュージアムロゴマーク使用承認通知書

様

豊島区長

㊟

年 月 日付で申請のありました、豊島区立トキワ荘マンガミュージアム
ロゴマークの使用について、次のとおり承認します。

使用目的	
承認期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用内容	
遵守事項	(1) 使用承認された目的のみに使用すること。 (2) 「豊島区立トキワ荘マンガミュージアムロゴレギュレーション」の規定に従って使用すること。 (3) 使用承認された権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。 (4) ロゴマークを使用した物品等について、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定しないこと。 (5) ロゴマークの使用にあたっては、使用者は、第三者の権利を侵害することがないように努めること。 (6) ロゴマークを使用した物品等の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、使用者がこれに対する全ての責任を負うこと。
使用条件	

様式3（第6条関係）

年 月 日

豊島区立トキワ荘マンガミュージアムロゴマーク使用不承認通知書

様

豊島区長

㊟

年 月 日付で申請のありました、豊島区立トキワ荘マンガミュージアムロゴマークの使用について、次の理由により不承認とします。

使用目的	
使用内容	
不承認の理由	

様式4（第11条関係）

報 告 書

年 月 日

豊 島 区 長

申請者 団体名

代表者

所在地

次のとおり豊島区トキワ荘マンガミュージアムロゴマークを使用したもので報告します。

使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
使 用 内 容	
担当者連絡先	氏 名： 電話番号： e-mail：

【添付書類】

- ・使用内容がわかる資料

様式5（第12条関係）

豊島区立トキワ荘マンガミュージアムロゴマーク使用承認変更申請書

年 月 日

豊 島 区 長

申請者 団体名

代表者

所在地

次のとおり、豊島区トキワ荘マンガミュージアムロゴマークの使用について承認された内容の変更を申請します。

承認年月日	年 月 日
承認番号	
変更内容	
変更理由	
担当者連絡先	氏 名： 電話番号： e-mail：

【添付書類】

- ・事業計画等
- ・使用内容がわかる資料

様式6（第13条関係）

年 月 日

豊島区立トキワ荘マンガミュージアムロゴマーク使用承認取消し通知書

様

豊島区長

㊟

年 月 日付で申請のありました、豊島区立トキワ荘マンガミュージアムロゴマークの使用承認について、次の理由により取り消します。

使用目的	
使用内容	
取り消しの理由	